

フランスにおける人口問題と家族政策の歴史的展開

—第一次世界大戦前を中心として— (下)

深澤 敦ⁱ

本稿(上)ではフランスで「少子化」や「人口減少」が世界でいち早く生じた諸原因を解明し、この問題に対してカトリックの家族主義的潮流とは質的に異なった「共和主義的ナタリズム」というフランスに特有な潮流がいかにして19世紀末に形成・発展し、これら両潮流に対抗して台頭した新マルサス主義の特徴はどのようなものであり、それが労働者階級にどの程度まで普及し、またフランスのフェミニズムは新マルサス主義にいかなる対応を示したのかを明らかにした。本稿(下)では、20世紀に入ってフランスの共和派政権が設置した二つの「人口減少問題院外委員会」とはどのような性格の委員会であり、そこで人口減少の原因を巡っていかなる議論が展開され、そこから重要な成果が得られたのかどうかを解明すると同時に、第一次院外委員会の開催時以降におけるカトリック系の「フランスの再キリスト教化」を目指した諸運動の台頭、および活発化した多様な多子家族運動の特徴、さらにこの運動が与えたインパクトを明らかにし、差し迫る戦争の危機に押されながら1913年に成立した三つの法律はいかなるものであり、それらがその後のフランスの家族政策に対してどのような位置にあるのかを解明する。

キーワード：第一次・第二次院外委員会、多子家族、家族運動、フランスの再キリスト教化、出産休暇、産休手当、多子家族扶助法、家族扶養手当、社会手当

- | | |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>はじめに</p> <p>1. 少子化という「人口範式」の確立</p> <p> (1) 少子化の開始</p> <p> (2) 少子化に対する「均分相続」と「不妊法典」の決定的インパクト</p> <p>2. 「出生率低下」問題と「共和主義的ナタリズムの誕生」</p> <p>3. 新マルサス主義の台頭とフェミニズム
(以上前号)</p> <p>4. 二つの人口減少問題院外委員会の設置とその帰結</p> <p> (1) 第一次人口減少問題院外委員会(1902～1908年)</p> | <p>(2) 多子家族運動の活発化</p> <p>(3) 第二次人口減少問題院外委員会(1912～1913年)</p> <p>5. 1913年における三つの法の成立</p> <p> (1) 1913年6月17日法</p> <p> (2) 1913年7月14日法</p> <p> (3) 1913年12月30日法</p> <p>おわりに代えて</p> <p>4. 二つの人口減少問題院外委員会の設置とその帰結</p> <p> (1) 第一次人口減少問題院外委員会(1902～1908年)</p> |
|---|--|

i 立命館大学産業社会学部教授

フランスでは「ヨーロッパのすべての国の中で、政界においても、また伝統的な大衆文化においても

出産奨励主義 (pronatalisme) が最も有力だった¹⁾とされるが、そのナタリスト運動を代表するJ.ベルティヨンの全国連盟は、その会員数(1896年8月127名, 1897年6月255名²⁾)が1913年7月の公益性の承認前にはそれほど多くはないにしても、各レベルの議員に対して積極的なロビー活動を展開し、早くも創設直後の「1896年6月には1万部刷られた宣伝ビラがすべての下院議員と上院議員、ならびにセーヌ県会議員やパリ市会議員に送られる。2ヶ月後の8月には手書き書簡が複数の県会議長に送付され、全国連盟の勧告を採択することが依頼される。[さらに、総選挙が近づいた] 1898年3月には立法選挙の立候補者全員、およびパリや地方の[選挙]委員会や新聞に有権者宛のアピールが届けられる³⁾。こうした選挙時の活動や議員へのロビー活動は、その後も継続され、とりわけ公益性の承認後には公的補助金の獲得と会員数の増加(1914年1月1321名, 1917年末5248名, 1938年7月1万9310名, 1939年6月2万5335名⁴⁾)によって著しく促進されていくであろう。また、全国連盟は、1897年11月以降には人口減少に関する講演会も開催するようになり、さらに1899年1月からは発行部数5000(1901年からは8000)部の季刊の会報「Bulletin de l'Alliance nationale pour l'accroissement de la population française」を発行している(ただし、この会報の名称は、その読者を拡大するために1922年には「Revue de l'Alliance Nationale contre la dépopulation」に変更され、そのしばらく後に全国連盟もこの名称に改称されることになる⁵⁾)。

以上のような活動を通じて全国連盟は、財政法の修正による多子家族のための税制上の優遇措置をいくつか獲得するようになる(とりわけ、1901年2月25日と1902年3月30日の財政法によって、相続税が従来のように相続総額に対してではなく、各相続分の価値を考慮して課されることになり、一人っ子的場合よりも低率で多子家族に有利な相続税制が導入される)が、世紀末以降の帝国主義的対立によって国際緊張が高まる中で緊急に必要と感じられていた

のはフランスの人口減少問題に対するより包括的な政策の実施であった⁶⁾。こうして、全国連盟の会員である上院議員ギュスターヴ・ベルナルが1900年7月5日に人口減少問題とそれへの対策(とりわけ、多子家族のための税制改革と兵役義務の軽減、相続制度の再編)を審議する院外委員会の創設を政府に求める上院の決議案を上程する。この提案が多様な諸政派に属する135人の上院議員の支持署名を獲得し⁷⁾、まず決議案を検討する上院の特別委員会への付託がこの日に決定される(また、同年11月6日には上院議員エドゥム・ピオが人口減少対策法案も提出するが⁸⁾、この法案は採択にまで至らなかった)。そして、1900年12月4日に開催されたこの特別委員会で上院による決議案の採択が支持されるが、しかし設置される人口減少問題委員会を議員のみの構成とするか否かについては保留されていた。この点について、翌日に首相(内務大臣も兼任)のワルデック・ルソーが広く適任者の協力を得るために院外委員会とすることを提唱する。こうしたプロセスを経て最初の提案通りに院外委員会として設置する方針は固まったものの、センサス結果の発表を待つべきだという意見も出され、その実現はかなり遅れることになる。かくして、またもや1900年は2万人以上の人口自然減⁹⁾であることが判明した後の1901年11月22日の上院による院外委員会の創設決定に基づいて、その委員が実際に任命されたのは1902年1月18日(同日付の政令 arrêtéによって)であり、上院議員(9名)や下院議員(9名)だけでなく労働局長アルチュール・フォンテーヌやセンサス局長リュシアン・マルクといった高級官僚(18名)、ベルティヨン、オノラ、リッシュェ、ジャヴァルなどの全国連盟創設者、またアルセーヌ・デュモンや全国連盟の介入主義に批判的だったコレージュ・ド・フランス教授シャルル・ジードとエミール・ルヴァースール¹⁰⁾などの学者をも含む総勢67名¹¹⁾(その内、医者が18名、全国連盟の会員が15名¹²⁾、また本委員会内における全国連盟の強い影響力を緩和するためにポール・ストロースが「乳幼児検診 consultation de

nourrissons」¹³⁾の創設者であるピエール・ビュダンとともに創設する「乳幼児死亡率対策同盟 *Ligue contre la mortalité infantile*」から同じく15名¹⁴⁾、ル・プレ派同調者が2名)の委員(ただし、全員が男性¹⁵⁾)から成る最初の院外委員会(通称「ワルデック・ルソー委員会」、その委員長は全国連盟の会員である上院議員のジョゼフ・マニャン)が、1902年1月29日に第一回会議を開催する¹⁶⁾。

その創設が全国連盟の成功と讃えられた院外委員会は、「ワルデック・ルソーが上院議員のポール・ストロースの強い要請に基づいて指示したように、出生率と死亡率という二重の問題についての調査結果を提示する」¹⁷⁾ことを求められていたために、出生率委員会(全体委員会の副委員長であるG.ベルナルが議長を務め¹⁸⁾、委員数45名、全国連盟の会員がその内26%)と死亡率委員会(同32名、その内16%が全国連盟の会員からなり、同じく全国連盟の会員で全体委員会の副委員長であるオディロン・マルク・ランスロング *Odilon-Marc Lannelongue* が議長¹⁹⁾)の二つに分割される(委員は自由に選択することができたし、また両方の委員会に登録することも可能だったので委員数には重複あり)。ただし、全体の委員会は1902年と1904年にそれぞれ2回のみ、1905年にはアンドレ・オノラが内務大臣官房長に任命されたために辛うじて散発的に開催されたにすぎない(1903年、1906~1907年には予算不足もあり未開催)²⁰⁾。また、前者の出生率委員会(その1902年7月2日の会合も出席者は13名で32名が欠席²¹⁾)はさらに分割され、人口減少の生理学的原因を検討する小委員会はCh.リッシュとパリ大学医学部の産婦人科学教授のアドルフ・ピナルという二人の優生論者に主導され、彼らは「フランスの大部分の世帯による故意の不妊を文句なく取り上げた」²²⁾のであり、「道徳的・社会学的原因はベルティヨン、オノラおよびロワ・ポリュー²³⁾によって検討され、彼らは[原因として]利己主義や野心、個人主義を強調する。社会的原因はシャルル・ジードによって調査され、彼はフェミニズムに責任を負わせる。

統計学者のリュシアン・マルクと会計検査院評議員アルフレッド・ド・フォヴィルが主宰した委員会は、人口減少の経済・財政・政治的原因の研究を担当し、彼らは多子家族への援助措置を主張する」²⁴⁾。

以上のように人口減少の原因が大量の資料や統計に基づいて多面的に分析され、様々な解決策の提案を含んだ多くの報告書が提出された²⁵⁾。恐らく、「救貧法委員会」に代表されるようにイギリスに伝統的な「王立委員会」による資料収集と調査研究に匹敵する、社会・福祉関係でフランス最初の大規模な院外委員会活動の一つだったと考えられる。しかしながら、充当された予算の不足によって全体委員会の開催もままならず、また会議の速記(録)や報告書印刷の資金に事欠く有り様であり(全国連盟のジャヴァルが資金の一部提供を申し出るが、行政側によって拒否された²⁶⁾)、そして1907年のセンサスで再び死亡数が出生数を(2万人)上回ったことが公表された後の1908年6月に辛うじて最後の全体委員会がクレマンソー内閣によって召集され、同年12月前に結論を出すよう求められて終了し²⁷⁾、そこから重要立法などの直接的成果がすぐ得られたわけではないのである²⁸⁾。このような言わば尻すぼみの状況は、主要な委員の死亡(アルセヌ・デュモンが1902年に、ジャヴァルは1907年に死去し、最初の提案者のベルナル自身も1904年から衰弱し、1907年に71歳で死去したなど)や厄介な税制改革の問題に加えて、二つの関連した要因に主として由来すると思われる。一つは、ワルデック・ルソー内閣から1902年6月に教育の世俗化(*laïcisation*)をより重視したエミール・コンブ内閣に代わったことであり、もう一つは院外委員会が全体として「宗教的・道徳的原因以外にフランスにおける出生率低下 *dénatalité* の本当の原因はありえなかった」²⁹⁾という結論に傾きがちだったことである。当時の共和派政権、とりわけコンブ政府は公教育と宗教の分離、国家(政治)と教会(宗教)の分離という二重の「*ライシテ laïcité*」の原則を確立することを目指しており(コンブ主義 *combisme*)³⁰⁾、人口減対策と

してではあっても宗教教育を強化する動きに対して政府が警戒心を抱くことは避けられず、それが院外委員会の軽視につながったと考えられる³¹⁾。

そして他方では、1901年7月1日法によって一般的な結社の自由がフランスで初めて認められたことから、このような共和派政権に対抗して「フランスを再キリスト教化する」ために女性の使徒を結集し、また第一次世界大戦末期からは「母親賞 le Prix des Mères」を創設して多子家族を讃える運動を展開し「20世紀におけるフランス最大の女性団体」と成るであろう「フランス女性愛国同盟 La Ligue Patriotique des Françaises」がド・ヴェラル子爵婦人やギー・ド・ラ・ロッシュフーコー伯爵夫人らのパリのカトリック貴族女性によって既に1902年に創設されている³²⁾ (これに対して、既述のように結社法公布の数ヶ月前の1901年4月18日にフランスの女性団体の大部分を結集して創設された「全国フランス女性評議会 CNFF 指導部の構成は、プロテスタントかつユダヤ人ブルジョワジーの影響 l'empreinte de la bourgeoisie protestante et juive を明確に示している」³³⁾) のである。この「貴族的」愛国同盟は、労働者層への影響力の獲得を目指して、創設の翌年から母子共済や「ミルクの滴り les Gouttes de lait」などの女性・母親向けの福祉制度の設立に乗り出し、まさに「家庭生活の象徴が主婦を宣伝し反映するものであったのと全く同様に、慈善も女性を焦点としていた」³⁴⁾ という特徴を有する伝統的な「有閑階級の女性たち (ダム・パトロネス dames patronnesses)」の運動であったが、しかし今や人口拡大のドイツを前にした「ジャンヌ・ダルク以降の最大の国民的危機」(ポール・ストロース) 意識に支えられて他のカトリック団体とともに「モラル改革」を通じたフランスの再キリスト教化を目指したところに新しさがある。かくして、「カトリックの信仰と政治への忠誠を求め...彼女たちが獲得する可能性のある従順な労働者の大群は、共和制にとって[再び]脅威となりはじめていた」³⁵⁾ のである。

また、こうした上からのイニシアティブによる運

動だけでなく、公教育と宗教の分離を規定した1904年7月7日法に強く反発して教育に関する家族の権限を守ろうとする地方からの「カトリック家長協会 les Associations catholiques de Chefs de Famille : ACCF」の運動も台頭する。その最初の協会は1905年10月5日にアン県サン・ランベール・アン・ビュジェ (St-Rambert-en-Bugey) で教会参事会員トゥールニエによって創設され、それからオート・サヴォワ県、ローヌ県、コート・ドール県、ニエーヴル県、ノール県に拡がり、1908年には50の家長協会が設立されている。そして、その2年後には学校の教科書に対する司教団の批判も寄与して協会数は400にも達し、いくつかの県 (とりわけローヌ県) の協会はできるだけ多くのカトリック系小学校の設置を目標として掲げ、リヨン地域では170の家長協会が257の小学校と一つの師範学校をコントロールするようになる³⁶⁾。さらに、いくつかの司教区では複数の協会が連盟 (Fédération) を結成し、司教によって統制される司教区委員会の指導の下に置かれ、こうして1911年5月11日に400の家長協会を束ねる20グループの代表がパリで総会を開催し、「公立学校に親と子の信仰を尊重させ、そこで愛国心への崇拜を發展させ、教育の自由を侵害する法案に反対し、私立校 écoles libres のために自治体交付金と国家助成金の比例配分を要求する」ことを綱領に掲げたカトリック家長協会全国連合 (l'Union nationale des ACCF) の創設が決定され (ただし、行政との軋轢を避けるために結成届は出されていない)、この連合の機関誌『学校と家族』が翌々月から発行される³⁷⁾。しかも、「共和制の精神ならびにその価値観を体現し、その機能を担っている公立学校の教員は、カトリックの活動家から最も嫌悪された社会的カテゴリーであり、...職業別の出生率 natalité に関する最初の調査の時から、その出産率 leur taux de fécondité が標準よりも低いとみなされて、彼らの[このような]慣行がキリスト教道徳および国民的利益の規定に反すると告発されている」³⁸⁾ のである。

(2) 多子家族運動の活発化

明確にカトリック勢力による共和派政権の「世俗化」政策への以上のような対抗運動に加えて、第一次人口減少問題院外委員会の時期には多子家族の利益を擁護する固有の運動も活発化する。その運動は既に1890年代から始まっており、少なくとも5人の子を有する家族の共済組合として1894年7月に「多子家族の最初の団体」³⁹⁾ (モンペリエの大家族 La Grande Famille Montpelliéraine) がエロー県の県庁所在地に創設され⁴⁰⁾、1898年3月にアンドル県に「ルヴルー多子家族連合 l'Union des Familles nombreuses de Levroux」、翌年2月にはウール県に「メニール・シュール・レストレ家族連合 l'Union des familles de Mesnil-sur-l'Estrée」が結成されていたが⁴¹⁾、こうした最初の動向に触発されてパリでは第一次世界大戦後(1919年)に「家族総同盟 la Confédération Générale des Familles」を創設し「家族運動の最も著名な人物の一人」⁴²⁾と成るであろうヴィオレ神父 (l'abbé Viollet) が1902年に14区で主として多子家族への住宅援助活動(ムーラン・ヴェール街の福祉事業)と並んで「パリ地域で最初の家族団体」⁴³⁾、しかも子の数を問わない労働者家族の団体を(また1913年には13区でも)設立し、「家族それ自体の組織化による家族の救済」⁴⁴⁾を追求するようになる。したがって、このパリの家族団体では要求運動よりも母子共済や疾病金庫、購買協同組合、無利子の信用貸しなどの相互扶助活動に重点が置かれているが、1904年9月にイゼール県に創設された「アルタス優等家父友愛連合 l'Union fraternelle des pères de famille méritants d'Artas」はこうした共済団体であるとともに「優等家父」に賞を授与し出生率の増加を目指したナタリスト団体でもある⁴⁵⁾。

そして、これ以降には多子家族の要求に重点を置いた家族団体の結成が加速し、1907年3月17日に多子家族が少数派である南仏のガール県アレス (Alais, 1926年からは Alès) に「多子家族の父親ガール県連盟 l'Alliance départementale des pères de familles

nombreuses du Gard」が創設され、「子を扶養する家族はとりわけ好意を受けるに値し、国の繁栄と強さに大いに寄与し、それ故に公的な承認と保護への権利を有することを人々の心の中に浸透させる」⁴⁶⁾ことを意図して、少なくとも3人の子を有する家族を組織し、多子家族と無子家族の税負担の均等化などの要求を掲げ、また同年には同じく南仏のエロー県に「多子家族の父親要求委員会 le Comité de revendications des pères de famille nombreuse」が一人の医者によって結成され、「多子家族の父親の声が共和国の全土に巨大な叫び声として高まる」⁴⁷⁾ことを目指している。こうして、家族運動は県のレベルに発展していき、ソース・エ・ロワール県では1908年4月12日に7人以上の子を有する家父の団体である「父親の多産 La Féconde paternelle」が結成され⁴⁸⁾、精神的かつ物的な援助(子1人につき月額5フランの手当など)を会員に提供し、また同年12月には400の労働者家族が「オワーズ県多子家族協会 l'Association des familles nombreuses de l'Oise」に組織され(この協会は、名誉会員の拠出をも得て1912年4月には農村支部を有する県レベルの団体に発展する)、1908年には多子家族団体の数は10ほどに達する⁴⁹⁾。その中でも、とりわけ大きなインパクトを与えたのが同年8月1日に熱烈なカトリック信者のメール大尉 (capitaine Maire) によって創設された「多子家族父母民衆同盟 la Ligue populaire des pères et mères de familles nombreuses」であり、「それは、疑いもなく最初の全国的・大衆的規模の要求運動であるが、しかし多階級的な方向の運動」⁵⁰⁾という特徴を有し、4人以上ないし親が若い場合には3人以上を有する多様な階層の名目上は「父母」をメンバーとしている。ただし、当時の他の多子家族団体と同様に「ミリタンはほとんどが主に男性という性格」⁵¹⁾に注目する必要がある。

砲兵隊の大尉であったシモン・メールは、この創設時に既に8人(後には12人)の子の父であり、現役時にブザンソンの駐屯地の主計課で子沢山の彼が

自分と同額の給料を受け取るのを見た他の独身で裕福な大尉から包み金を渡され、「私は慈善を求めているのではない」と答えて受け取りを拒否したところ、その大尉は非礼を詫びながら多子家族を扶養する将校の要求を掲げるよう勧めたとされる⁵²⁾。それからまもなく退役したメール大尉は、軍人に働きかけるばかりではなく1908年夏にまずは全国連盟のジャック・ベルティヨンと会見し、「民衆的な」同盟創設の意図を明らかにしており⁵³⁾、全国連盟の政策が明確に彼の同盟綱領(とりわけ、親の資産状況に拘わらず第4子以降への児童手当の支給や多子家族への特別な訓練を必要としない職の付与などの要求)の下敷きになっている。しかし、彼は「フランスに市民、兵士、家族の母親を補給しているこれら多子家族のために、これまで何がなされたというのか」と全国連盟の活動方法の有効性を問いつつ、軍人らしく「火薬に火をつけるためには火花が必要であり、機械を動かすためにはモーターが必要である」⁵⁴⁾と主張してフランス各地に講演の旅に出発し、「多子家族こそ、それが与える子どもの名において国の債権者である」というスローガンを掲げ、10年間に62県で315回の講演会をこなすのである⁵⁵⁾。

こうして、1909年5月に22の地方支部、1910年1月には33の地方支部が結成されており⁵⁶⁾、運動の拡大に励まされたメール大尉はレーピン警視総監の禁止命令にも拘わらず1911年4月9日の日曜日にパリでデモを組織する。その2000人の隊列が要求書を手渡すために廃兵院の広場からエルネスト・モニス首相のところへ向かったが、共和国衛兵騎馬隊に解散させられ、メール大尉は7区ペローネ街の交番に一時連行される。しかし、二人の下院議員の仲介によって彼は首相官邸に行くことができ、第4子以降への手当ないし減税や住宅に関する家族政策などを要求したリストの提出を成し遂げる⁵⁷⁾。また、その数週間後にも彼はパリのトロカデロで開かれた大祭典の際に会員の結集を企て、政府はまたもやそのデモを禁止するが激励集会は開催される。さらに1年後の1912年3月31日の大デモは遂に許可され、音

楽隊を先頭に14人の下院議員と3人のパリ市会議員を伴って県ごとに隊列を組んで外務省に赴き、そこで新首相のレーモン・ポワンカレが代表団との会見を受け入れるのである⁵⁸⁾。そこでメール大尉は、「周囲の他の諸国は拡大しているのに反して、フランスが出産の不足で死にそうな時に、フランスに子どもを与えている人々にこれほど不利な状況をもたらしながら、どうして愛国主義の名において人口の再増加を厚かましくも奨励しうるのか? 今や家族の父はもはや約束事に甘んじてはおらず、現実の事を望んでいる」⁵⁹⁾とまくし立てたのに対して、ポワンカレは「フランスの出生率が停滞しているのを見るのは『嘆かわしいlamentable』ことだと言明し、[多子家族への]減税、より一般的には『フランスの人口を増加させるために法によって』なされるすべてのことを約束した」⁶⁰⁾(傍点は引用者、以下同様)とされる。「かくして議会と首相に初めて示されたプログラムは、すべての家族政策の出発点にある明確な要請を具体的な言葉で提示した。この意味で、1912年3月31日の会見は家族運動の歴史において一時代を画する」⁶¹⁾ものと考えられている。

ところで、以上のような政府の態度の変化に対しては、この時期に下院で「多子家族擁護議員団 le Groupe parlementaire de Défense des Familles nombreuses」が結成されたことが大きく貢献していると思われる。それはまず、メール大尉の民衆同盟が最初のデモを実行するひと月ほど前の1911年3月6日にベルティヨンの全国連盟のメンバーである下院議員のアドルフ・ランドリとアンドレ・オノラが同僚の議員に、「租税の観点においても、また他のあらゆる点で、人間性あるいは単純に正義によって推奨される改善を多子家族の条件にもたらすことを望み、同様にフランスの出生率の絶えざる減少を阻止しうる手段の探求に腐心している我々は、我々の関心を共にする下院のメンバー全員を結集することが重要だと考えた」⁶²⁾と書き送ったことから始まり、その3日後の下院での会合で当該議員団を結成することが合意される。しかし、結成作業はそれ

ほど容易ではなく、最終的に議員団が結成されたのは1911年10月15日であり、フェルディナン・ビュイッソンが団長を務め、597名の下院議員中109名を網羅する⁶³⁾。そして、「当初、議員団は全国連盟の本部で毎週、会合をもつことになっていた」⁶⁴⁾のである。この議員団の活動が1912年3月における民衆同盟の大デモの許可と(同年1月14日に)就任したばかりのポワンカレ首相によるデモ代表団との会見受け入れに少なからず影響を及ぼしたことは想像に難くないであろう(このデモに民衆同盟のメンバー⁶⁵⁾と考えられる14名の下院議員が参加していたことからしても)。ただし、この議員団は「1912年末になると、大きすぎるし、しかも恐らく[メンバーの]異なった動機によって引き裂かれて解体に瀕する」⁶⁶⁾のであり、その再建は総選挙後の1914年6月19日になされ、しかも今度は502名の下院議員の半数を超える264名を擁するであろう⁶⁷⁾、上院でも1916年10月には同様の議員団が結成され、同じく上院議員の過半数を数えることになる⁶⁸⁾。

また他方で、ランドリとオノラによる下院議員団の結成への呼びかけの直後から、ベルティヨンの全国連盟は収税吏のレオンス・ファルジャス(Léonce Fargeas)と他の連盟員によって(1911年5月19日のアピールから)始められた公務員家族の運動をも支援する。それは議員団結成に加えて、さらに「政府に対する追加的な圧力手段を、その内部に多子家族の利益擁護の運動を創出することによって確保する」⁶⁹⁾ことを明らかに意図している。こうして、1911年6月18日に3児以上を有する公務員をメンバーとする「多子家族公務員父親同盟 la Ligue des Fonctionnaires pères de famille nombreuse」が創設され、メール大尉の民衆同盟とは異なって会費を徴収し、数ヵ月後には四半期の機関誌も発行されるようになる。なお、第一次世界大戦中の1916年には、「カトリック家族主義の知的な極に属する家族主義団体の一つ」⁷⁰⁾である「生命擁護同盟 la Ligue pour la vie, 正式には Pour la vie. Ligue pour le relèvement de la natalité française」がパリ・カトリ

ック学院の法学教授のポール・ビュロー(Paul Bureau)やジョルジュ・ロシニョルによって結成され、またメール大尉の民衆同盟のノール県連の実業家メンバーであったアシール・グロリュウ(Achille Glorieux)や弁護士のガストン・ラコワン(Gaston Lacoïn)によって5児以上の父親を会員とする「最大家族 La Plus Grande Famille」が創設される。そして、以上の3団体とベルティヨンの全国連盟、および他の4家族団体を結集する「多子家族・人口再増加連盟中央委員会 Le Comité central des Ligues de familles nombreuses et de repopulation」が1918年10月に設置され⁷¹⁾、さらにメール大尉の民衆同盟とヴィオレ神父の家族団体は加盟しないにしても他のほとんどの多子家族団体を束ねた「多子家族団体全国連盟 la Fédération Nationale des Associations de Familles Nombreuses」も1921年9月22日に結成されることになるであろう⁷²⁾。

(3) 第二次人口減少問題院外委員会(1912~1913年)

国内で上述のように多子家族の擁護運動が高揚した1911年にあつて、他方では国際的緊張が一層高まり、部族反乱の鎮圧のためにモロッコの二つの都市(フェズとメクネス)へフランス軍が進入したのに対抗してドイツが同年7月1日に軍艦をモロッコで唯一フランスとスペインの統制を免れていたアガデール港に派遣し⁷³⁾(これによって、フランスはモロッコへのドイツの不介入と引き換えにフランス領コンゴの一部をドイツに譲渡することを余儀なくされる)、また地中海においてイタリアはトリポリを脅かし、1912年6月にはフランスの商船がイタリアの魚雷艇によって二度にわたり臨検される。加えて、1911年センサスの「嘆かわしい」結果が公表され、出生数74万2千人に対して死亡数が77万6千人(3万4千人の自然減)であり⁷⁴⁾、1895年より2倍近くも人口が減少したことが明らかにされる。こうした状況の下で、既述のごとく1912年3月31日にメール大尉に『フランスの人口を増加させるために法によって』なされるすべてのことを約束した

とされる首相のレーモン・ポアンカレは、同年7月に諸方面からの圧力にも押されてクロッツ財務大臣に新たな人口減少問題院外委員会の設置を認可する。ルイ＝リュシアン・クロッツが担当相とされたのは、「彼は全国連盟の会員として⁷⁵⁾ 出生率の最も良い防衛者の見解を認めさせることができたし、また財務大臣として必要な予算を見積もり、手に入れることが可能だ⁷⁶⁾」と考えられたからである。

かくして、1912年11月5日のデクレによって人口減少問題とそれへの対策手段を検討する二回目の院外委員会を財務省内に設置することが規定され、一週間後の12日の財務省令で委員リストが明らかにされる。その委員の構成は、下院議員83名、上院議員51名、官僚64名、法律家37名、医者30名、ベルティヨンや国家主義者のモーリス・パレスを含む著名人50名となっており⁷⁷⁾、総勢315人（その内、20人ほどが第一次院外委員会のメンバーであるが⁷⁸⁾、しかし今回も女性の委員は一人も任命されていない⁷⁹⁾）の委員が5つの小委員会に配分された。そして、これらの小委員会の委員長にはすべて大臣経験者が任命され、租税・財政小委員会はJ.カヨー、行政・法律小委員会はビアンヴニュ・マルタン、軍事小委員会はG.コシュリー、社会小委員会はCh.ジョナル（彼は翌1913年に外務大臣に就任し、大臣未経験のポール・ストロースが後任者となるが、ストロースも第一次大戦後には衛生・社会扶助・プレヴォワヤンス大臣となるであろう）、また各小委員会によって提案された諸措置の全般的な調整や財政的影響の数値化を行い、財務大臣が委員長（議長）を務める全体委員会にそれらを諮ることを任務とした中央小委員会はA.リボーが委員長になる⁸⁰⁾。

しかしながら、以上のように大規模で政界の大立者を配した第二次院外委員会も、最初の院外委員会と同様、あるいはそれ以上に大きな直接的成果をすぐには出しえなかった⁸¹⁾。そして、その兆候は1912年11月23日にクロッツ議長の下で開催された最初の全体委員会に早くも現れており、そこでは半分以上の委員が既に欠席していた⁸²⁾。しかも、財務

大臣はその開会演説で、フランスの出生数が「1901年に85万7274人であったが、1911年にはもはや74万2114人でしかないことを確認し...、死亡に対する出生の超過が1910年にフランスは7万1418人にすぎないのに対してドイツは87万9113人、オーストリア・ハンガリーは57万3520人、イギリスは41万3779人、イタリアは46万1771人と膨大であり...、人口減少に対する闘いは国防の最も重要な要素である⁸³⁾」ことを強調しつつ、「当委員会の活動計画を絶対的仕方で固定することを望まないにしても、検討し解決すべき問題のいわば中心点と思われる一定数の問題に委員会の注意が特により多く向けられなければならない⁸⁴⁾」と述べ、「超えてはならない限界や避けるべきテーマを明らかにすることによって、従われる必要のある主要な軸を示す⁸⁵⁾」のである。かくして、クロッツは、第一次院外委員会の教訓を踏まえたのか、「委員会は先ず初めにフランスの出生率のこの減少の諸原因を探求するよう当然ながら導かれるだろう⁸⁶⁾」と述べながらも、それらの諸原因の中で「とりわけ避妊の慣行や離婚の増加に同僚たちの注意を引き付ける⁸⁷⁾」ことによって議論を一定の方向に枠づけし、「公権力の活動の外にある諸原因について長く議論することは恐らく無駄であろう⁸⁸⁾」と委員会に警告を発していたのである。

とはいえ、最初の全体委員会から一週間後の11月30日に5つの小委員会の最初の会合が開催され、そこで各小委員会はさらにいくつかの小部会に分割された後に、人口減少問題の多様な側面が再度検討され、多くの人びとが諮問に返答し、分厚い資料が集められ、全体委員会に集約された。そして、1913年7月に作業を終了するよう求められていた第二次院外委員会は、フランスの人口減少の原因としてクロッツの指摘した避妊の慣行や、賃金・住宅の不十分さ、税制⁸⁹⁾の不公平さなどに加えて、「墮胎」の多さをますます問題とするようになる⁹⁰⁾。しかも、年間の出生数70数万人に対して妊娠中絶件数が毎年50万にも上る⁹¹⁾という数字が驚きをもって受けとめられ、「墮胎の軽罪化」に関する報告が上院に提

出されて1913年1月30日の上院で審議されたが、直ちに法として可決するまでには至っていない。

ところで、このように第二次院外委員会で「墮胎」の問題に焦点が当てられるようになると第一次院外委員会が陥ったのと同様なジレンマが生じてくる。つまり、当時のフランスで避妊の慣行と同様に妊娠中絶の諸原因および対策の検討は宗教や道徳の問題とまったく切り離してはなされえなかったのであり、結局のところ確立されたばかりのライシテヤ第三共和制の根本的な原理との齟齬に直面せざるをえなくなる。かくして、第一次・第二次ともに「[院外] 委員会は細部の変革（婚姻証書の書式）と完全な構造改革との間で迷ってしまった。…独身者に対して多子家族の父親を優遇することは、税・兵役・投票権あるいは遺産⁹²⁾の前での神聖極まりない共和主義的平等を巻き添えにすることだった。[院外委員会で提起された] いくつかの対策は、社会の実際の変革を含んでおり、イデオロギックの見解と無関係ではなかった。現行の政治権力の諸目標に対する、この頻繁な逸脱は、恐らく政治権力の不快感や[院外] 委員会の強制的な休眠化、および人口減対策の主要な活動プログラムの無期限の延期、の理由を説明する」⁹³⁾ ことになる。

5. 1913年における三つの法の成立

二つの院外委員会は上記のようにその直接の重要成果をもたらさなかったとしても、「これら2つの委員会の活動、またそれらが引き起こした議論は、人口停滞や人口減少の諸現象に対する同時代の人々の考え方を明らかにしたというメリットを有し」⁹⁴⁾、第二次院外委員会が終結した1913年には出産・家族・人口に係わる三つの画期的な法（有給の出産休暇法、多子家族扶助法、3人以上の子を有する憲兵・兵士・士官への児童手当法）が成立し、「その1913年の3法はフランス福祉国家への道、とりわけ普遍的な児童手当への道を準備した」⁹⁵⁾ と評されている。

(1) 1913年6月17日法

第一の法は、すべての女性被雇用者に雇用契約解除の予告や違約金支払いなしに産休を取得する権利を与え、また産後4週間は産婦の雇用を禁止すると同時に、フランス国籍を有し「生活資源に欠ける」女性被雇用者には初めて産後4週間の義務的有給休暇を保障した1913年6月17日法（ストロース法）である。ところで、二つの院外委員会が本法に関して「[[その] 発議においてではないにしても、少なくとも情報の媒体や中継として極めて重要な役割を果たした」⁹⁶⁾ ことは確かであるが、しかしその成立までには半世紀近くもの前史が存在する。フランスにおける産前や産後の休暇については、早くも1866年7月20日にミュールーズでジャン・ドルフェウス（Jean Dollfus）らによって創設された「産婦協会 l'Association des femmes en couches」が出産年齢の18～45歳の女性労働者からの2週間で15サンチームの拠出と雇用主の同額の拠出を財源として、6週間の有給産休（出産費用の協会負担と総額54フランの産休手当）を保障する企業横断の制度を実施し⁹⁷⁾、この産休をとった母親の乳児死亡率が1861年から1868年には10%、1874年から1885年に5%低下したことが報告されていた⁹⁸⁾。また、こうした経験を踏まえて社会カトリシズムのアルベール・ド・マン（伯爵）議員が1886年2月26日に下院に提出した労働者保護法案（実労働時間を平日11時間、土曜日は8時間に制限し、13歳未満の児童の工場労働を禁止する等）の第6条には産後4週間の就労禁止が掲げられていた（ただし、ド・マンは産休手当には一貫して反対であった⁹⁹⁾）。さらに、1890年3月にドイツ皇帝ウイヘルム2世と宰相ビスマルクのイニシャチブで開催された国際労働立法に関する最初の国際会議（ベルリン会議）において満場一致で採択された諸決議（vœux）の中で、女性の実労働時間の1日11時間以下への制限などと並んで「分娩した女性は出産の4週間後にしか労働は許されることが望ましい」¹⁰⁰⁾ と宣言された。そして、翌1891年2月7日には産後4週間の有給産休を規定し

た2つの法案(具体的な産休手当額は示されていないブール案と1日0.5~2フランの手当を明示したドロン案)がフランス下院に提出された¹⁰¹⁾。だが、ベルリン会議へのフランス代表団を率いたジュール・シモンの努力にも拘わらず、フランスでは主として産休中の生活費保障・手当の財政問題が「躓きの石」となり¹⁰²⁾他の先進国に比べて産後4週間休暇の義務化法の実現は大きく遅れを取るようになる。こうして、1899年3月7日に下院に提出されたコンスタン・デュロ法案に続いて同年11月14日にポール・ストロースが上院に提出した妊娠最後の2週間と産後4週間の休暇(この間に、「個人的生活資源に欠ける」場合、あるいは母子共済などからの援助が得られない時には、1893年7月15日の無料医療扶助法¹⁰³⁾による救済の対象となる)を含む母親と乳幼児の保護・援助法案¹⁰⁴⁾も、さらにこの法案の検討を託された上院委員会の審議を経て1902年1月17日にストロースが上院に再提出した同様の法案もすぐに可決されるまでには至らなかったのである¹⁰⁵⁾(ただし、1903年1月15日付通達によるPTTの女性職員への有給35日間の産後休暇から始まり、1910年3月15日法で女性の小学校教員への、また1911年7月13日の財政法でPTTの女性職員への産前・産後各1ヶ月間の給料全額支給の有給休暇が法制化される)。そして、それから10年以上も後に、また義務化はされず任意に取得可能な8週間の無給産休とその間の雇用契約の継続に関する1909年11月27日法(アンジュラン法)を経て¹⁰⁶⁾、既述のような国際的緊張の高まりや人口減少の脅威に押されて女性被雇用者に有給の産休を保障するストロース法が1913年ようやく成立したのである。しかも、両法の成立過程で「出産は女性の愛国主義である」という子アレクサンドル・デュマの有名な同じ言葉が下院で喚起され¹⁰⁷⁾、また第一次と第二次の両方の人口減少問題委員会の委員であるパリ大学医学部教授アドルフ・ピナールが「労働者の法的保護フランス全国協会」の1912年3月23日の総会で述べていたように、ストロース法が「治療の欠如のためにあれ

ほど多くが死ぬ出産という戦場に立ち向かうことをもはや恐れない母親の数を増加させるであろう¹⁰⁸⁾と期待されながら...

ところで、このストロース法と1913年7月30日の財政法は、産後4週間の義務的休暇に加えて産前4週間の休暇も任意に取得可能とし、生活資源に欠ける女性労働者には合計で8週を越えない範囲で1日0.5~1.5フランを国が支給し、1.5フランを越える場合にはその超過分がコミューン(市町村)の負担となること、さらに母乳で育てる場合には1日0.5フランの授乳手当の支給を規定した¹⁰⁹⁾。かくして、有給の産休と母乳での育児の促進を通じて乳児死亡率を低下させ、「人口減少」を食い止めることを意図した政策が本格的に導入される¹¹⁰⁾と同時に、ストロース法にはそのためのもう一つ重要な措置が組み込まれている。それは、同法第10条によって「事前に認可されたすべての母子共済、すべての援助事業は、その本部ないし支部が置かれている市町村において本法の機能を保証することを市町村議会や[1893年の無料医療扶助法で設置された]扶助相談事務所 le Bureau d'assistance consulté によって負託される」と規定されたことである。これによって、民間の福祉事業、とりわけ母子共済が行政に代わって「受益者への手当支給と[支給条件として]法に規定された衛生上の保護や監視の実施」、とりわけ産前診察や乳幼児診察、往診などの組織化を引き受けることになり¹¹¹⁾、そのために国や県、市町村から補助金が交付されるようになる¹¹²⁾。また、1913年12月24日付通達は、民間の母子共済や福祉事業がこうした公共サービスを公正に担いうるようにするために、認可要件として宗教的・政治的中立性を課すことになり¹¹³⁾、さらに1917年12月2日法によってストロース法は被雇用者以外のフランス人女性にも生活資源に欠ける場合には拡大適用されていく。その上に、第一次世界大戦後になると1919年10月24日法によって母乳で育てる場合には産後12ヶ月間支給される月額15フランの追加手当が創設され¹¹⁴⁾、ストロース法は当初の8週間の産休手当か

表2 産婦への扶助

年	扶助承認女性数	授乳手当数	承認女性比 (対100出産)	授乳手当比 (対100承認女性)
1914	63,305	44,143	10.8%	69.7%
1918	202,174	141,613	50.6%	70.0%
1920	336,935	261,270	40.4%	77.5%
1925	294,669	259,234	38.3%	88.0%
1930	306,017	—	40.8%	—
1935	225,576	—	35.2%	—
1939	149,923	—	24.5%	—

(出典) Catherine Rollet-Echalier, *La Politique à l'égard de la petite enfance sous la III^e République*, Institut National d'Études Démographiques/PUF, 1990, p.242.

ら全額国庫負担による1年間の母乳手当にその重点が移行し、産休手当よりも後者の授乳手当の財政負担がはるかに大きくなる。

こうして、表2に示されているように、ストロース法が全面的に実施された最初の1914年には出産した女性の約1割のみが産休扶助を承認されたに過ぎないが¹¹⁵⁾、扶助が女性被雇用者以外にも拡大された1918年には全出産女性の半分強が産休扶助を承認され(また、1930年6月から実施される社会保険の一環として産休手当が支給されるようになるまで、出産する女性のはほぼ4割が産休扶助を受給している)、その7割が母乳手当も受給し、さらに産休扶助に対する母乳手当の相対的比重の増大とともに母乳手当の受給者比率は上昇し、1925年には9割近くにまで達している。

(2) 1913年7月14日法

出産・家族・人口に係わる1913年の第二の画期的な法は、13歳未満の子を4人以上扶養し「生活費に欠ける」フランス国籍のすべての家長に対し¹¹⁶⁾、市町村の物価水準に応じた手当支給(その金額は、1913年12月1日・4日の公行政規則RAPによって子一人当たり年額60~90フランに設定)を規定した1913年7月14日法である。この「多子家族扶助法 la loi d'assistance aux familles nombreuses」は、フランスにおける最後の扶助法であると同時に最初の

家族法と考えられているが¹¹⁷⁾、上述の有給産休に関する同年6月17日法と同様に第一次・第二次人口減少問題院外委員会の直接的成果と見なすことは困難であり、むしろ下院の多子家族擁護議員団と連携した多子家族団体の運動の成果として、とりわけ1912年3月31日のポワンカレ首相によるメール大尉への「かの約束に結びつけることができる」¹¹⁸⁾であろう。そして、まさに本法は、フランスで「多子家族が戦争前夜に政治的・人口統計的・社会的争点となっていた」¹¹⁹⁾ことの端的な表現なのである。

とはいえ、メール大尉の民衆同盟を初めとして多子家族団体が要求していたのは、既述のように親の収入や資産の状況にかかわらない第4子以降への手当支給であって、「生活費に欠ける」多子家族に限定された扶助ではなかった¹²⁰⁾。したがって、この扶助法は、「貧乏人の子沢山 (les enfants grouillent parmi les pauvres¹²¹⁾)」的状況に対する伝統的な母子慈善から始まり、既にいくつかの地方自治体で実施されていた多子ないし貧困家族への扶助の延長線上に位置しており¹²²⁾、しかもその扶助財源の29%を市町村(20%を県、51%を国)が負担しなければならず、扶助される家族数を制限する市町村も存在したのである。それでも、1916年に24万4807家族(手当数42万6549)、1917年が22万7300家族(同40万3194)、1918年に21万9789家族(同37万8953)が扶助を受け¹²³⁾、「本法は、それが多子家族への助成法で

はなかったにしても、またこれらの家族によって提供された社会サービスが未だ承認され敬意を表されなかったとしても、一つの重要な階梯を示していた。[というのも] 子どもはそれを世に送り出した無分別な親の負担でしかありえないという当時あれほど一般に受け入れられていた、あの考え方を立法者は初めて破棄した¹²⁴⁾と考えられるからである。

(3) 1913年12月30日法

単なる「公的扶助」から「社会手当 demogrant」への移行プロセスにおいて次の「一つの重要な階梯」を成すのが、憲兵・兵士・下士官・将校に対する「家族扶養手当 les Allocations pour charges de famille」(第3子以降の16歳未満の子一人につき年額200フランの手当)の支給を規定した1913年12月30日法である。この200フランという金額は、上述の多子家族扶助法による一般貧困家族への支給額60~90フランに対して倍以上の金額であり、迫りつつある戦争の脅威を前にして(とりわけメーラ大尉のような多子軍人の要求に応え)軍人の士気を高めようとしたものであることは明瞭である。とりわけ、フランスにおける家族手当は、最初は公共セクターで制度化され、まず海軍省の1860年12月26日通達によって5年以上勤務している水兵や登録海員に対する支給から始まったが、その後は公務員の低出生率もあり1897年に財務省職員、1899年に関税職員、1908年に初等教員、1909年にPTT職員など「文官」を対象とし、「武官」は取り残されていたことに配慮せざるをえなかったと思われる。

その上、下級兵士から司令官に至るまで3児以上を有する場合に所得制限なく恒常的に支給されるこの家族扶養手当は、一つの重要な質的变化を含んでいるのである。というのも、1907年1月25日にクレマンソー政府は公務員に支給されていた住宅手当や物価高手当の整備問題を検討する各省間委員会を任命し、その委員会が1909年11月16日にこれらの手当を家族手当(indemnités familiales)に転換するという結論を出していたからである。そして、1911年12

月20日の布告(arrêté)で各省間委員会がそのための法原案を政府に提出することが規定され、1912年11月に提出されたその原案が各省の検討に付された後に下院の審議に付託され、下院はそれを法として承認する決議案を1913年6月23日に採択したのである。ところが、陸軍大臣と財務大臣が同年7月1日に家族扶養を考慮しない陸海軍の将校・下士官の俸給引上げ法案を下院に提出してしまい、ベルティヨンの全国連盟はこの家族扶養手当の欠落に強く抗議する。そして、連盟のメンバーである下院議員のビュイソン、オノラ、ランドリーが同年11月5日の予算委員会ですくなくと3児以上を有する将校・下士官に分配される600万フランの年予算の可決に成功し、これが下院の軍事委員会でも承認され、かくして3人以上の子一人につき年額200フランの手当に関する両委員会の合意が成立する。ただし、その後も新陸軍大臣がこの手当の排除を画策するが、最終的には議会の大勢に押されて財務大臣のジョゼフ・カヨも「これはまさに民主的國家が取り除いてはならない支出であると思う」¹²⁵⁾と宣言し、両院での可決に至るのである。

おわりに代えて

以上のようにして、もちろん扶助ではなく、また物価高手当のような一時的な手当でもない恒常的な手当(allocations¹²⁶⁾)として「家族扶養手当」が遅まきながら1913年末に軍人にも制度化され、第一次大戦中には1917年4月7日法で一定の給料(子1~2名の場合は年3600フラン、それ以上の場合は年4500フラン)以下のすべての国家公務員に対して、しかも第1子から「家族扶養手当」が支給されるようになり、戦後の1918年11月14日法と1919年10月18日法によって上記の給料制限が撤廃され、国家公務員における家族手当の一般化が遂に完成する(そして、これが民間セクターにも家族手当の制度化を押し進める大きなインパクトを与え、1920年代において「補償金庫 Caisse de Compensation」の設立を通

じた民間における家族手当の普及をもたらし、フランス福祉国家の主要な構成要素の一つが第二次大戦以前に形成される)のである。

さらに、これまで述べてきたような出産・授乳手当や多子家族への手当制度の樹立によって、児童と家族のための国家予算の配分に大きな変容がもたらされ、1913年には当該予算の91%が被扶助児童サービスのために支出されていたのに対して、1920年にはこのための支出は予算の18%を占めるにすぎず、その78%が産休・授乳手当法の実施と家族手当や出生率上昇(例えばフランス家族メダル *la médaille de la famille française*) などのために支出されるようになるが¹²⁷⁾、このような転換が上記1913年の三つの法を契機として遂行されていくことに注目しなければならぬであろう。

注

- 1) Gisela Bock, «Pauvreté féminine, droits des mères et États-providence», in Georges Duby, Michelle Perrot (sous la direction de), *Histoire des femmes en Occident*, tome 5 sous la direction de Françoise Thébaud, *Le XX^e siècle*, Paris, Plon, 1992, p.404 (G・デュビイ / M・ペロー監修, 杉村和子・志賀亮一監訳『女の歴史 V F・テボー編 20世紀2』藤原書店, 1998年, 652頁)。
- 2) Cf. V. De Luca Barrusse, *op. cit.*, p.27.
- 3) R. Talmy, *op. cit.*, p.96.
- 4) Cf. Françoise Thébaud, «Le Mouvement nataliste dans la France de l'entre-deux-guerres: L'Alliance nationale pour l'accroissement de la population française», *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, tome XXXII, Avril-Juin 1985, p.278; Marie-Monique Huss, «Pronatalism and the popular ideology of the child in wartime France: the evidence of the picture postcard», in Richard Wall and Jay Winter (eds), *The Upheaval of war: Family, Work, and Welfare in Europe, 1914-1918*, Cambridge, Cambridge University Press, 1988, p.332.
- 5) Cf. F. Thébaud, *art. cit.*, p.278.
- 6) なお、この問題に関して単に人口の量的減少のみではなく、その質的退化も懸念されており、イギリスにおいて1899~1902年の「南ア(ボーア)戦争」の際に「身体検査で、志願者の40パーセントは体格の点で不合格」(モーリス・ブルース, 秋田成就訳『福祉国家への歩み—イギリスの辿った途』りぶらりあ選書 / 法政大学出版部, 1984年, 345頁)となり、「国民的, 身体的, 経済的, それに軍事的な『退化 deterioration』」(パット・セイン著, 深澤和子・深澤敦監訳『イギリス福祉国家の社会史』ミネルヴァ書房, 2000年, 73頁)が大きく問題になったと同様に、フランスでも「新兵の体つきが絶えず退化している *en constante régression*」ことが憂慮され、既に「1860年にはルーアンのアカデミー院長は[フランス]国民 *race* の発育不全や知的素質の衰弱の兆しを予告していた」(Jean Delumeau et Yves Lequin (sous la direction de), *Les Malheurs des temps, Histoire des fléaux et des calamités en France*, Paris, Larousse, 1987, p.442) のである。
- 7) Cf. Alain Becchia, «Les milieux parlementaires et la dépopulation de 1900 à 1914», *Communications*, 44, 1986, p.202.
- 8) このピオ議員は、第一次人口減少問題院外委員会の4人の副議長の一人となり、1909年には死去するが、彼こそ「母性に対する国家授与のメダルという古いローマの考えを1903年にフランスに再導入した」(K. Offen, «Depopulation, Nationalism, and Feminism», *art. cit.*, p.669) 人であり、こうしたメダルが1920年5月26日政令によって実際に創設され、1920年代末までには1万2千人の多子家族の母親に授与されることになる (cf. Catherine Rollet-Echalier, *La Politique à l'égard de la petite enfance sous la III^e République*, Paris, INED / PUF, 1990, p.250)。
- 9) なお、*dépopulation* という仏語に対して「人口停滞」と訳す場合もあるが(南亮三郎『人口思想史』千倉書房, 1963年, 227~235頁)、このように単年度の人口自然減が1890年代以降は繰り返し実際に生じていることも踏まえて(また、本稿上の注13に記したように、移住による人口減を意味する *dépeuplement* との区別をも考慮しながら)、本

- 稿では「人口減少」という訳語を使用している。
- 10) Cf. V. De Luca Barrusse, *op. cit.*, p.45.
- 11) この67名(また1908年に追加された4名)全員のリストは, A. Becchia, *art. cit.*, pp.243-245 参照。
- 12) Cf. R. Talmy, *op. cit.*, p.102; A. Becchia, *art. cit.*, p.205.
- 13) 1892年から開始されたこの「乳幼児検診」については, Pierre Budin, «La mortalité infantile», in L. Bourgeois *et al.*, *Les Applications Sociales de la Solidarité : Leçons professées à l'École des Hautes Études Sociales*, Paris, Félix Alcan, 1904, pp.15-18 参照。
- 14) Cf. V. De Luca Barrusse, *op.cit.*, p.45. ただし, 社会活動団体というよりも調査・研究組織である乳幼児死亡率対策同盟の正式な創設は, 第一次院外委員会の設置より1ヶ月近く後の1902年2月15日にソルボンヌで開催された総会においてである (cf. Françoise Battagliola, «Associations de lutte contre la mortalité infantile. Milieu social et carrières réformatrices. Fin XIX^e-début XX^e siècles», in *Pour la Famille. Avec les familles. Des associations se mobilisent (France 1880-1950)*, Dirigé par Virginie De Luca, Paris, L'Harmattan, 2008, p.20. なお, この論文の pp.27-28でも, 乳幼児死亡率の低下を目的とする団体と J. ベルティヨンの全国連盟との間にメンバーの重なり合いはほとんどないことが指摘されている)。
- 15) この女性排除について, フランスのフェミニストたちはいち早く公に抗議を発している (cf. K. Offen, "Depopulation, Nationalism, and Feminism", *art. cit.*, p.668)。ちなみに, 翌1903年に設置される風紀制度に関する院外委員会には, その66名の委員中に一人の女性フェミニスト (全国フランス女性評議会 CNFF の書記長 Adrienne Avril de Sainte-Croix) が任命されている (cf. Anne Cova, *Maternité et droits des femmes en France (XIX^e-XX^e siècles)*, Paris, Anthropos, 1997, p.138)。
- 16) Cf. R. Talmy, *op. cit.*, pp.100-103.
- 17) V. De Luca Barrusse, *op. cit.*, p.45. なお, カトリーヌ・ロレ=エシャリエは, この第一次院外委員会をも含めて人口減少問題に関して「長い間, 国会議員, 医者や官僚たちは死亡率の戦線 le front de la mortalité においてのみ戦うことを望んでいた」が, 「そのトーンが根本的に変化した」のは後述の1912年に設置される人口減少問題に関する第二次院外委員会からであり, その変化には「多産性 la fécondité の復興ないし (および) 多子家族への支援を目的に掲げた諸運動の影響を確実にみることができる」(C. Rollet-Echalier, *op. cit.*, p.227) としている。しかしながら, 後述するこれらの運動の影響や特に政府・国会議員レベルでは重点の移行が認められるにしても, ストロースが「乳幼児死亡率対策同盟」を結成し, 出生率委員会のみならず死亡率委員会の設置をも要求せざるをえないほど出生率の「戦線」を重視してきた全国連盟 (R. Talmy, *op.cit.*, p.101 によると「全国連盟のメンバーは, この時期まで出生率の促進と多子家族の防衛の諸措置しか奨励しなかった」) の影響力が強かったわけであり (他方で全国連盟は, 1939年の家族法典の正式名称のように「フランスの出生率 natalité」増加のための全国連盟とはせずに, その名称に「フランスの人口増加のための全国連盟」を採用し, 乳幼児死亡率の減少による人口増加への寄与をも考慮していたが), 第一次院外委員会がこうして既に「出生率と死亡率という二重の問題」に取り組んでいるし, また後掲の注24で指摘するように出生率減少が既に1906年のアカデミー懸賞論題となっていることからしても, このような記述は歴史の展開過程を少しシェーマ化し過ぎているように思える。
- 18) Cf. R. Talmy, *op. cit.*, p.103.
- 19) Cf. *ibid.* なお, この時は元下院議員のランスロングは, 1906年から上院議員になり, 1911年に死去する前年6月には4児以上をもつ公務員への昇級・年金特典, 29歳以上の全独身者の兵役義務拡張などを規定した法案を提出している (*Journal Officiel de la République française* [以下 JO と略記], Documents parlementaires du Sénat, Proposition de loi du 16 juin 1910, Annexe n° 311)。しかし, この法案は採択されるまでに至っていない。
- 20) Cf. R. Talmy, *op.cit.*, pp.103-105; A. Becchia, *art. cit.*, p.234, note 28.
- 21) A. Becchia, *art. cit.*, p.233, note 26.

- 22) R. Talmy, *op. cit.*, p.104.
- 23) ただし、このルロワ・ボリュエは、第一次人口減少問題院外委員会の発足時の67名(また1908年に追加された4名)の委員の中に入ってはならず、後述の第二次院外委員会のメンバーである (cf. A. Becchia, *art. cit.*, p.208).
- 24) V. De Luca Barrusse, *op. cit.*, p.46. ちなみに、この第一次院外委員会の時期の1906年には、ジェランドやギゾーらのドクトリネール(純理派)によって1832年に再建された「道徳政治科学アカデミー」が「フランス出生率減少の道徳的・社会的な諸原因と諸結果」という懸賞論題を他方で提示しているが、それに対する22の応募論文では「ドイツの軍隊に直面したフランス軍隊の不均衡、宗教的信仰の減退、またマルサス主義的プロパカンダ・経済的個人主義・離婚・租税の告発」などがテーマとされ論じられたとされる (cf. R. Lenoir, *op. cit.*, p.246).
- 25) これらの報告の内印刷されたものについては、A. Becchia, *art. cit.*, p.246, Annexe 3 参照。なお、院外委員会の最初の提案者であるバルナールは、1901年に上院演説で「対外政策」や「将来の避けられない紛争」に言及し、「疑いなく、植民地化の問題は院外委員会が検討しなければならないであろう最も重要な問題の一つである」と述べていたが、しかし「このテーマは実際にそこで決して取り組まれることはなかった」(*ibid.*, p.235, note 55)とされている。
- 26) Cf. R. Talmy, *op. cit.*, p.105; A. Becchia, *art. cit.*, p.234, note 28.
- 27) Cf. R. Talmy, *op. cit.*, p.106; A. Becchia, *art. cit.*, p.206.
- 28) とはいえ、1902年3月には4児以上の父親に対して国土防衛軍における13日間の軍事教練期間を免除する法と一人息子や(1889年7月15日徴兵法による7児以上に代えて)5児以上の家族の長男の徴兵期間を3年から1年に短縮する法が採択され (cf. A. Becchia, *art. cit.*, p.238, note 95)。「これら二つの軽微な措置が1902年に可決されるという事実は、人口減少[問題]院外委員会の活動と関係づけられるべきである」(Véronique Antomarchi, *Politique et famille sous la III^e République, 1870-1914*, Paris, L'Harmattan, 2000, p.142)とされている。また、結婚している新兵は1903年には陸軍省通達でその居住地(ないし自宅の近く)の軍隊への編入が認められ、出生率の上昇を意図したこの措置が3年の徴兵期間を2年に短縮した1905年3月21日法に盛り込まれる(なお、*ibid.* p.144によれば、このように徴兵制度と多子家族の関係がしばしば問題になっていることから、後述する「多子家族のためのプレッシャー・グループの創設者が大尉であったことは偶然ではない」とされる)。さらに税制度に関しては、院外委員会の要求項目の一つであった、動産税納税者の全被扶養者に対する税控除が1904年7月20日法第4条に規定される (cf. *ibid.*, pp.147-148. なお、7児以上の多子家族に対しては、既に1889年7月17日法によって動産税が全面的に免除されていた。Cf. R. Talmy, *op. cit.*, p.70)。これらに加えて、院外委員会のメンバーではない下院議員のルミール神父が提案し可決された1907年6月21日法によって、男女の成人年齢は25歳から21歳に引き下げられ、また結婚に対する祖父母の同意は撤廃され (cf. V. Antomarchi, *op. cit.*, p.152)、1ヶ月経っても両親が反対しない結婚は自由であり、かつ30歳以降の結婚は完全に自由とされ、「ジャック・ベルティオン医師の算定によれば、本法が約5万人の結婚を決意させた」(Jean-Marie Mayeur, *Un Prêtre démocrate, L'abbé Lemire 1853-1928*, Tournai [Bergique], Casterman, 1968, p.375, note 59)といった間接的成果も生み出されている。
- 29) R. Talmy, *op. cit.*, p.105.
- 30) コンブ政府は、修道会による初等・中等教育の大部分を禁止した1904年7月7日法を可決させ、同月30日にはローマ教皇庁との外交関係を断絶しているし、その後継モーリス・ルーヴィエ政府が教会と国家の分離に関する1905年12月9日法を制定している。なお、こうした政教分離政策、とりわけ1905年法による教会財産の国家接取のための教会の礼拝具と備品の調査 (Inventaires) を巡る騒動については、Madeleine Rebérioux, *La République radicale ? 1898-1914*, Éditions du Seuil, 1975, pp.83-88 参照。
- 31) Cf. A. Becchia, *art. cit.*, p.206; V. De Luca

- Barrusse, *op. cit.*, p.46.
- 32) Cf. Magali Della Sudda, «L'empire de la terre appartient aux familles nombreuses». L'œuvre de la Ligue patriotique des Françaises envers les mères et les familles (1902-1930)», in *Pour la Famille. Avec les familles. Des associations se mobilisent (France 1880-1950)*, *op. cit.*, pp.41-47. ただし、この愛国同盟は、それより1年ほど前の1901年に創設された王党派の「フランス女性同盟 La Ligue des femmes françaises」とはカトリック内で対抗関係にあり、教皇レオ13世による共和政への参加 (ralliement) アピールに同調していたとされるが、しかし「二つとも [フランスの再キリスト教化を目指す] カトリック家族主義の予備軍の主要な機構」であり、とりわけ愛国同盟の方は「1914年には60万人の加盟員に達する」(R. Lenoir, *op. cit.*, p.233) のである。
- 33) Anne Cova, «Femmes et familles : le Conseil national des femmes françaises pendant l'entre-deux-guerres», in *Pour la Famille. Avec les familles. Des associations se mobilisent (France 1880-1950)*, *op. cit.*, p.61.
- 34) ボニー・G・スミス、井上堯裕 / 飯泉千種訳『有閑階級の女性たち—フランスブルジョア女性の心象世界』法政大学出版局、1994年、165頁。
- 35) 同上書、169~170頁。
- 36) Cf. R. Talmy, *op. cit.*, pp.152-153.
- 37) Cf. *ibid.*, p.153. 創設総会で選出された全国連合臨時中央委員会の議長にはブザンソン大学歴史学教授でドゥー県カトリック家長協会連盟会長のジャン・ギロー (Jean Guiraud) が任命され、全国連合は1914年には659の協会を束ねた22の(司教区ないし県の) 連盟を擁するようになる (cf. *ibid.*, p.154)。ただし、すべての家長協会がこの連合に結集したわけではなく、「教会のヒエラルキーに結びつき、『非妥協的』カトリックによって支配された...家長協会は1913年に710を数えており、つまり4カントン [canton 小群は arrondissement 群と commune 市町村の中間に当たる地域行政区分] につき一つの協会」(R. Lenoir, *op. cit.*, p.242) が結成されていたとされるし、1914年6月にリヨンで開催された全国連合の第三回大会では、連合の要求する公的資金の「学校比例配分 Répartition proportionnelle scolaire」に対して800の家長協会を結集した25の連盟が支持を表明している (cf. R. Talmy, *op. cit.*, p.156)。しかし、第一次世界大戦はこの運動に致命的な打撃を与え、「1919年には2連盟のみが貧弱な人員を維持するのに成功した」(R. Talmy, *Histoire du mouvement familial en France (1896-1939) II*, Union nationale des Caisses d'allocations familiales, 1962, p.73) にすぎない。
- 38) R. Lenoir, *op. cit.*, p.250. なお、natalité は当該人口1000人当たりの一般出生率 (死産を除いた出生数の率) であるのに対して、fécondité は女性人口に対する出産率、つまり合計特殊出生率を意味する (cf. Joshua Cole, *The Power of large numbers : Population, Politics, and Gender in Nineteenth-Century France*, Ithaca and London, Cornell University Press, 2000, p.188)。
- 39) R. Talmy, *op. cit. I*, p.140. ただし、多子家族に限定しない最初の家族団体は、教育と相互扶助の諸問題の検討という二重の目的を掲げて1876年にフランス東部のドゥー県モンベリアールの一小教区に結成されていたとされる (cf. Michel Chauvière, «Mobilisation familiale et intérêts familiaux», in M. Chauvière *et alii*, *Les implicites de la politique familiale...*, *op. cit.*, p.77)。
- 40) しかし、この団体も共済活動のみならず、「今日の立法によって多子家族にもたらされているかくも不利な状況について公権力の注意を引き付ける使命を担うことによって、我々の法典や税制を修正させる」(V. De Luca Barrusse, *op. cit.*, p.24) ことをも意図していた。
- 41) R. Talmy, *op. cit. I*, p.141.
- 42) *Ibid.*, p.300.
- 43) Henri Rollet, *L'Action sociale des Catholiques en France (1871-1914)*, Tome second, Bruges, Desclée De Brouwer, 1958, p.187. なお、ヴィオレ神父は「多くのカトリック教徒が結婚生活をより良く理解することを援助したキリスト教徒の結婚協会 l'Association du Mariage chrétien」をも1920年に創設するが、「こうした龐大で種々の事業の中で最もオリジナルな側面は、間違いなく家

- 族の団体である」(*ibid.*, p.188)とされている。
- 44) R. Talmy, *op. cit. I*, p.303. ヴィオレ神父は、彼がムーラン・ヴェール街で活動を開始した1902年から「家族によって救済される家族」というスローガンを掲げていた (cf. Georges Hoog, *Histoire du Catholicisme social en France*, Paris, Les Éditions Domat-Montchrestien, 1942, p.309)。
- 45) Cf. R. Talmy, *op. cit. I*, p.142.
- 46) *Ibid.*
- 47) V. De Luca Barrusse, *op. cit.*, p.49.
- 48) なお、このように「父親の多産」を強調する傾向は、「出生率や家族形成をもっぱら男性の関心事とみなし、人口減少という現象自体を男性の退化 male degeneracy (フランスの生殖力の危機)の証拠として提示した」(K. Offen, “Depopulation, Nationalism, and Feminism”, *art. cit.*, p.669) 当時の多くのナタリストに共通する特徴を成している。
- 49) Cf. R. Talmy, *op. cit. I*, p.143.
- 50) M. Chauvière, *art. cit.*, p.79. また、翌1909年5月から月2回発行されたその機関誌 (Bulletin de la Ligue populaire des pères et mères de familles nombreuses) は、すべての多子家族団体を結びつける絆の役割を果たすようになり、メール大尉の民衆同盟こそ「フランスで最初の多子家族の全国同盟」(R. Talmy, *op. cit. I*, p.145)であり、「最初の大規模な家族主義運動」(R. Lenoir, *op. cit.*, p.242)と位置付けられている。
- 51) M. Chauvière, *loc. cit.*
- 52) Cf. H. Rollet, *op. cit.*, p.188. こうして、この大尉はメール大尉の同盟の「最初の署名者 le premier souscripteur」(*ibid.*)となったのである。
- 53) Cf. V. De Luca Barrusse, *op. cit.*, p.49.
- 54) *Ibid.*, p.50.
- 55) Cf. R. Talmy, *op. cit. I*, p.144. さらに、「彼は平均すると週に一回の講演をしている」(V. De Luca Barrusse, *op. cit.*, p.51) 時期もあった。
- 56) Cf. V. De Luca Barrusse, *loc. cit.* なお、メール大尉の「同盟は、1909年12月で既に64団体 groupements から成り、1914年7月に1100団体を有し」(R. Talmy, *op. cit.*, p.144), 「[第一次世界] 戦争前夜にはその頂点に達し、フランス全体と北アフリカに行き渡った1500支部は60万人の会員を擁した」(*ibid.*, p.150)とも言われている。しかし、ヴァンドーム広場の宝石商ショーメ (Chaumet) などの資金援助に大きく依存しており、定期的に会員から会費を徴収していなかったので「正確な会員数を知ることは不可能」(V. De Luca Barrusse, *loc. cit.*)とされている。
- 57) Cf. R. Talmy, *op. cit. I*, pp.147-148.
- 58) Cf. H. Rollet, *op. cit.*, tome second, p.190.
- 59) *Ibid.*; R. Talmy, *op. cit. I*, p.148.
- 60) H. Rollet, *op. cit.* tome second, p.190.
- 61) *Ibid.*
- 62) R. Talmy, *op. cit. I*, pp.157-158.
- 63) Cf. *ibid.*, p.158; V. De Luca Barrusse, *op. cit.*, p.47.
- 64) V. De Luca Barrusse, *loc. cit.*
- 65) ベルティヨンの全国連盟ほどではないにしても、「メール大尉の同盟は何人かの国会議員 un certain nombre de parlementaires をメンバーに含んでいた」(V. Antomarchi, *op. cit.*, p.160)とされている。
- 66) Cf. V. De Luca Barrusse, *loc. cit.*
- 67) Cf. R. Talmy, *op. cit. I*, p.158. ただし、V. De Luca Barrusse, *loc. cit.* では、下院の議員団は「[議員] 502名中263名のメンバーから構成される」として、1名だけ少なくなっている。
- 68) Cf. V. De Luca Barrusse, *op. cit.*, p.48.
- 69) *Ibid.*, p.35.
- 70) R. Lenoir, *op. cit.*, p.258.
- 71) Cf. V. De Luca Barrusse, *op. cit.*, p.69.
- 72) Cf. R. Talmy, *op. cit. I*, p.247.
- 73) Cf. Pierre Albin, *La Querelle franco-allemande: Le “Coup” d’Agadir, Origines et développement de la crise de 1911*, Paris, Félix Alcan, 1912, pp.147-174. 本書では、「[ドイツの] 人口は1870年の408万5千人から1890年に492万1千人、1895年には520万1千人になったのに対して、フランスの人口は停滞することどまった。…ヨーロッパの大民族国家 les grandes nationalités の中で最後に形成されたドイツは、世界の舞台への最後の登壇者でもあった」(*ibid.*, pp.64-65)としている。かくして、19世紀末までは主として「植民地に住まわせるための人口増加の必要性が植民地拡大の状況に結びついている。[しかし、ますます] より

- 後には、その軍事的な論拠こそがドイツとの差し迫った戦争の危険に応じて持ち出される」(V. Antomarchi, *op. cit.*, p.146) ことになる。
- 74) Cf. R. Talmy, *op. cit. I*, p.127.
- 75) クロッツは1899年に全国連盟に加入している (cf. A. Cova, *op. cit.*, p.31)。
- 76) R. Talmy, *op.cit. I*, p.127.
- 77) Cf. *ibid.*, p.128.
- 78) Cf. A. Becchia, *art. cit.*, p.208.
- 79) この再度の女性排除に対して、「全国フランス女性評議会」や1882年12月にレオン・リシェール (Léon Richer, 1824~1911) によって創設された「フランス女性権利同盟 La Ligue française pour le droit des femmes」(cf. L. Klejman et F. Rochefort, *L'Égalité en marche: Le féminisme sous la Troisième République*, Presses de la Fondation nationale des Sciences politiques, 1989, p.67) はクロッツ財務大臣に抗議したが、それが受け入れられることはなかった (cf. A. Cova, *op. cit.*, p.159)。
- 80) Cf. A. Becchia, *art. cit.*, p.234, note 33; *JO* du 26 novembre 1912, p.9965.
- 81) 例えば、軍隊に対する人口減少の影響を判定することを課題とした軍事小委員会では、多子家族の父親の兵役免除や既婚男性の兵役短縮などが検討されたが、こうした内容の諸法案は「兵員減少への恐怖、全男性を軍事的に養成する必要性、および兵役義務の原理に抵触しないという意図」(V. Antomarchi, *op. cit.*, p.144) によって失敗に帰している。かくして、1913年8月にはそれまでの2年に代えて3年兵役を復活する法が可決されるが、「この法は...大家族に対してなんらの特別待遇 *faveur* も与えない」(*ibid.*, p.145) ことになる。ただし、税制に関しては後掲の注89で指摘するように、フランスで初めて導入される1914年の所得税法における扶養家族控除には租税・財政小委員会の提案を踏まえて扶養者数が多くなるほど高い控除率が適用されるという成果が得られている。
- 82) Cf. R. Talmy, *op. cit. I*, p.129.
- 83) Cf. *JO* du 26 novembre 1912, p.9963.
- 84) *Ibid.*, p.9964.
- 85) A. Becchia, *art. cit.*, p.208.
- 86) *JO* du 26 novembre 1912, p.9964.
- 87) R. Talmy, *op. cit. I*, p.129.
- 88) *JO* du 26 novembre 1912, p.9964.
- 89) 税制に関してクロッツは、「一定数の子の出産を国税の一形態 *une forme de la contribution nationale* と考えて、多子家族の家長に極めて大規模に減税し、独身者ならびに子の数が不十分だとみなされる家族に付加税を課すに至らなければならないであろうか」(*ibid.*, p.9965) という問題を第二次院外委員会の開会演説で提起していた。そして、元財務大臣のジョゼフ・カヨーが委員長を務めた租税・財政小委員会では、1909年に下院で採択された所得税法案 (カヨー法案) の中に規定されていた扶養家族控除の拡大が提案され、1914年7月15日の所得税法には被扶養者1人の場合に5%、2人では10%、3人では20%、それ以降は1人当たり10%の控除 (ただし、所得税額の半分を限度として) が盛り込まれるようになる (cf. V. Antomarchi, *op. cit.*, pp.153-154)。
- 90) Cf. R. Talmy, *op.cit. I*, p.129. なお、妊娠中絶は「[第一次院外] 委員会の議論の中では、いかなる時にも出生率減少の諸原因の第一順位に置かれていなかった」(A. Becchia, *art. cit.*, p.217) し、下院でも「1900年から1910年までそれ自体としては取り挙げられていなかった」(*ibid.*, p.218) が、第一次院外委員会のメンバーであったルイ・バルトゥが既述のように (本稿上、注63) 法務大臣になってから1910年に「墮胎への扇動」を取り締まる法案を下院に上程していた。また、財務大臣クロッツは開会演説でも、「嬰兒殺しの寛大でない抑圧の恐怖が道に迷った不幸な女性や彼女らの共犯者を阻止することが望まれるであろう。...社会のいわゆる上流階級が範を示しているように思える出生数の自発的制限は、よく知られた法則に従って一般的には多産である人民大衆の中に広まりそうである。この制限が、衛生や科学的理論の普及にかこつけ、またそれを口実にした、避妊や墮胎の慣行を説明し大衆化するための集中的なプロパガンダによって助長され鼓舞されている。委員会は、不健全で道德攪乱的なプロパガンダを抑制するために、いかなる刑法的措置をとりうるかについて検討しなければならないであろう」(*JO* du

- 26 Novembre 1912, p.9964) と強調していた。
- 91) Cf. R. Talmy, *op. cit.* I, p.130.
- 92) 遺産相続の問題に関して「アンシャン・レジームは長子を作ったが、新レジームは一人息子を作った」と主張し、人口減対策として長子相続権の復活を求める動向に対して、院外委員会の中で共和主義の伝統を擁護したのは第一次・第二次両方の委員であったパリ大学法学部教授のシャルル・リヨン＝カーンである。彼は、「親からの相続人に指名された子や子孫の間の平等の規則を放棄することを誰も真剣に考えることはできないであろう。そこに大革命の最も貴重な獲得物の一つがある。...またフランスで完全な遺言の自由を認めることを考えることもできないであろう」(A. Becchia, *art. cit.*, p.238, note 94) と明言しながら、相続制度における細部の三つの修正 (自由分の設定、分割の規則とりわけ相続分のくじ引き、遺産共有の不確定性) のみを提案している。
- なお、第一次と第二次の人口減少院外委員会間の時期に、相続による財産の細分化とは別に差押え後の競売による家族財産の分散を防ぐための「差押不能家族財産 le bien de famille insaisissable」の設定に関する1909年7月12日法が成立している。この法は、米国の「家族財産 homestead」制度を参考にして、財産価格が8千フラン以下である「家族によって占有または経営される家屋およびそれに付随する地所を、『家族財産 (bien de famille)』の名の下で差押不能財産とすることを認めた」(吉田、前掲書、376頁) ものである。しかし、財産価格の上限が低いこともあり、設定された「家族財産」はせいぜい300件にしか過ぎなかったために、その価格上限は1938年6月14日の政令法 (décret-loi) で12万フランに引上げられることになる (cf. Germaine Étié, *Étude de quelques mesures récentes en faveur de la Famille Française*, Thèse pour le Doctorat, Faculté de droit de l'Université de Bordeaux, Bordeaux, Imprimerie René Samie, 1942, p.137)。
- 93) A. Becchia, *art. cit.*, pp.222-223.
- 94) *Ibid.*, p.209.
- 95) A. Cova, "French feminism and maternity...", *art. cit.*, p.130.
- 96) A. Becchia, *art. cit.*, pp.227-228.
- 97) Cf. P. Strauss, *op. cit.*, pp.146-149.
- 98) Cf. Gustave Dollfus, «Statistique des résultats de l'Association des femmes en couches, dans la période de 1866 à 1886», *Bulletin de la Société industrielle de Mulhouse*, Septembre 1888, pp.501-502.
- 99) Cf. A. Cova, *Maternité et droits des femmes...*, p.69 et p.71. 産休手当に対するド・マンの反対は、「この手当によって国家がいわば就業女性を正当化する [ことになり] ...、それは結局のところ彼の理想、つまり専業主婦の理想に反する」(V. Antomarchi, *op. cit.*, p.172) からであった。
- 100) Justin Godart, *Les Clauses du travail dans le Traité de Versailles*, Paris, Dunod, 1920, p.30. なお、このベルリン会議を主催したドイツでは、1878年7月17日法で工場の女性労働者に対する産後3週間の休暇が義務化されている (cf. Association nationale française pour la protection légale des travailleurs, *La Protection légale des femmes avant et après l'accouchement, Rapport présenté par M. le D^r Fauquet à l'Association, dans sa séance du 29 janvier 1903*, Paris, Félix Alcan, s.d., p.8; A. Cova, *Maternité et droits des femmes...*, p.68)。
- 101) Cf. Maurice Mélin, *L'Assurance maternelle*, Thèse pour le Doctorat, Université de Paris—Faculté de Droit, Paris, Recueil Sirey, 1911, pp.112-113.
- 102) 1912年1月26日に開催された「労働者の法的保護フランス全国協会」の総会において、下院議員かつ人口増加全国連盟の書記であるルイ・マラン (Louis Marin) は、「女性が妊娠し、産前に1ヶ月、産後に1ヶ月、また、いずれにせよ全部で2ヶ月の休暇に対する最も確実な権利を有することを直ちに知る。この確実性が、本改革の精神的な効果を早くも妊娠の初めから感知させることを望むなら最も大切なことなのである。...当事者に有給休暇を取ることが絶対に保証されねばならない」(Association nationale française pour la protection légale des travailleurs, *La Protection de la Maternité ouvrière*, Paris, Félix Alcan/Marcel

- Rivière et C^{ie}, 1912, p.17) が、しかし「財政問題が時おり〔産休制度に関する〕最良の改革の躓きの石である」(*ibid.*, p.23) と報告している。
- 103) 「生活資源に欠ける *privé de ressources*」という概念は、この最初の扶助義務化法によって導入された (cf. Colette Bec, *L'assistance en démocratie*, Belin, 1998, p.101)。
- 104) 「フランスの人口が減少し、国民的危機が告発された」から始まる本法案の趣旨説明でストロースは、「ベルリン会議によって宣言された出産に続く休暇は、大部分の外国—ベルギー、オランダ、ポルトガル、スイス、ドイツ、オーストリア—ハンガリー、ノルウェー—の立法に刻まれている」(*JO, Documents parlementaires, Sénat, Session extraordinaire de 1899, Annexe N° 235, Séance du 14 novembre 1899, p.450*) ことを強調し、またミュールーズの「産婦協会」の前例を挙げながら、出産直後の労働禁止の「義務化が取りうる最良の形態は異論の余地なく保険形態である〔が〕…残念ながらフランスには疾病に対する強制保険がないので、公的扶助への訴えという過渡期を経由する悲しい必要性がある」(*ibid.*) と述べている。さらに、出産保険に関しては、既述のルイ・マラン報告で「女性の賃金が男性と等しい時には遥かに多くの成功のチャンスを持って〔いる〕…が、女性労働者の大部分が補助的賃金、飢餓的賃金、はっきり言って搾取的賃金しか得ていない限り常に多くの困難に遭遇するであろう」(*Association nationale française pour la protection légale des travailleurs, La Protection de la Maternité ouvrière, op. cit.*, p.27) と判断されている。
- 105) ストロースは、この再提案の際の委員会報告で、フランスでの産休に関する多くの法案の「失敗は主として〔出産〕休業の補償手当に対する拒否に由来する」(*JO, Documents parlementaires, Sénat, Session ordinaire de 1902, Annexe N° 4, Séance du 17 janvier 1902, p.5*) と述べている。さらに、1911年時点でも「〔出産〕休業中に必要不可欠な金銭的補償の確立を〔どのように実施するかに関して〕議会がこれまで望んだ仕方の中に、その〔産休法案の〕失敗の理由を求めなければならない」(*M. Mélin, op. cit.*, p.129) と評されている。
- 106) 本法提案者の下院議員フェルナン・アンジュランは、1901年7月18日法で軍事教練から戻る予備兵に前の仕事を保証したのと同様に、出産のために休暇を取る女性に復帰後の仕事を保証する必要性を強調していたし、また彼とストロースは共に本法についての議会（前者は下院、後者は上院）討論の中で「兵役を求められる男性と、自国のために出産サービスを要求される女性との間の相似性を喜々として明らかにした」(*M. L. McDougall, art. cit.*, p.99) のである。また、このような説得論法に加えてアンジュラン法を比較的容易に可決に導いた主な理由は、産休期間中の公的な補償手当の支給規定がそれには欠如しており、従って明らかに財政負担なしで済むことであった (cf. A. Cova, *Maternité et droits des femmes...*, p.149)。
- 107) Cf. A. Cova, *ibid.*, p.149 et p.158.
- 108) Association nationale française pour la protection légale des travailleurs, *La Protection de la Maternité ouvrière, op. cit.*, p.76.
- 109) 下院議員ルイ・マランは既述の1912年の報告で、「女性労働者の全体の平均は1就労日当たり約2.60フランか2.65フランのみを稼いでいる」(*ibid.*, p.22) と計算しているから、産休手当は賃金の最低で約2割から最高で6割近く、授乳手当を含めれば賃金の約4割から4分の3をカバーしている。
- 110) ストロース法の実施に関する1913年8月9日付の通達で、この時には内務大臣となっていたクロツツは、「新法は素晴らしく豊饒となりうる社会進歩の芽を含んでいる」がゆえに、これによって、「フランスが出生率の減少という恐るべき問題と格闘し、若者の軍事的負担を必然的に重くしている時に、真に国民的性格を帯びた、教育と宣伝、ためらっている多くの熱意の開発という達成すべき気高くもあり、またデリケートな事業」に邁進することを地方行政官に求めている。
- 111) 母子共済がこのように行政機能の一部を担うことに関しては、既にストロース自身が1896年に次のように展望していた。つまり、「母子共済のアソシエーションは、それらの自律性を失うことなく、雇い主と女性労働者の参加に基づいて、行政の枠組みの中に入らなければならない〔し〕…

- 将来は疾病や失業の保険金庫の中核を構成するようになるであろう」(P. Strauss, *L'Enfance malheureuse*, déjà cité, pp.154-155) と。
- 112) ただし、母子共済自体の数とその組合員総数は、1893年の無料医療扶助法によって生活費に欠ける妊婦が扶助の対象となったことや、またいくつかの通常の共済組合に共通の母子共済サービスの創設、さらには1913年のストロース法による有給産休の制度化によって、かえって拡大が阻止され、それ故に「母子共済の中途半端な成功 succès mitigé de la mutualité maternelle」が指摘されている (cf. André Gueslin, *L'invention de l'économie sociale: Idées, pratiques et imaginaires coopératifs et mutualistes dans la France du XIX^e siècle*, Nouvelle édition révisée et augmentée, Paris, Economica, 1998, p.241)。
- 113) Cf. A. Cova, *Maternité et droits des femmes...*, p.164.
- 114) ちなみに、経営者抛出のみに基づいて同時期に機能を開始したパリ地域の家族手当補償金庫による「授乳手当」は加入企業の女性の労働者・職員に対して月額30フランで10ヵ月間支給されたし、他の補償金庫でも授乳手当の支給総額は300フランが多かった (拙稿「フランスにおける家族手当制度の形成と展開—第一次世界大戦後のパリ地域補償金庫を中心として— (上)」, 『立命館産業社会論集』第43巻第4号, 2008年3月, 29頁・40頁注52参照)。
- 115) 1914年に産休扶助を受給した女性は、第一次世界大戦の勃発によって減少した出生数 (58万6千人) の10.8%, 6万3305人であり、P.ストロースが「労働者の法的保護フランス全国協会」の1912年3月23日の総会時点で予想した13万人から14万人 (cf. Association nationale française pour la protection légale des travailleurs, *La Protection de la Maternité ouvrière*, op. cit., p.81) の半分以下という結果になっている。
- 116) ただし、寡夫や妻に見捨てられた父親の場合は第3子以降、寡婦や夫に捨てられた母親 (未婚の母をも含む) の場合に第2子以降であり、徒弟契約を締結している場合には16歳未満までの子が対象となる (cf. V. Antomarchi, op. cit., p.167)。
- 117) Cf. V. De Luca Barrusse, op. cit., p.59.
- 118) H. Rollet, op. cit., p.190. なお、本法の直接の原案 (Chéron-Le Cherpy 法案) が下院で最初に採択されたのは、このポワンカレとメール大尉の会見の3ヶ月半後の1912年7月11日である。
- 119) V. De Luca Barrusse, op. cit., p.60.
- 120) それ故に、「[家族] 団体は本法の可決を拍手喝采するが、しかし貧困家族のみへのその留保を弾劾する」(ibid.) のである。
- 121) Ibid., p.32.
- 122) そこから、「母子慈善協会と [1913年6月17日の] 産婦休暇法との間よりも、この [母子慈善の] 私的イニシャチブと...多子家族扶助法との間により密接なつながりを樹立することができる」(C. Rollet-Echalier, op. cit., p.246) とされている。
- 123) なお、1914年の予算においては4児以上の家族で37万1516人の子が受給する (寡婦の場合には2万1900の手当支給) と見積もられていたから (cf. V. Antomarchi, op. cit., pp.167-168), 実際の受給数は予想を少し超えたことになる。ただし、この1916~1918年における受給家族数と手当数の減少は、戦争による出生率の著しい低下、および国家による兵士家族手当の支給の影響によるものと考えられる。
- 124) R. Talmy, op. cit. I, p.160-161.
- 125) Ibid., p.162.
- 126) 公務員や郵便職員の家族扶養問題に強い関心を示していたルミール神父が、1895年には「secours 救済」(これは不規則的に賦与される可変額)、1898年には「allocations en vue d'accorder un secours 救済を与えるための手当」(allocations は規則的に支給される固定額)、1900年には「allocations de famille 家族の手当」と使用するタームを精緻化していくが、「allocation というタームを使用することは、家族扶養負担の恒常的な正当性という原則を確立することである」(V. Antomarchi, op. cit., p.161) とされている。
- 127) Cf. Virginie De Luca, *Aux origines de L'État-providence : Les inspecteurs de l'Assistance publique et l'aide sociale à l'enfance (1820-1930)*, Paris, INED, 2002, p.85.

The Historical Development of Population Problems
and Family Policy in France :
Focusing on the Period before the First World War (Part II)

FUKASAWA Atsushiⁱ

Abstract : Part I of this article tried to elucidate firstly the causes of the scarcity of children and depopulation in France which had occurred as the most early case in the world, secondly the development in France in the late nineteenth century of a current called '*natalisme républicain* (republican natalism)' which differs from the Familist current of Catholicism, and lastly the characteristics of French Neo-Malthusianism which emerged from reacting against these two currents, the attitudes of French feminism toward this Neo-Malthusianism, and the extent to which it prevailed especially among the working classes. Part II attempts to clarify what characteristics assumed two extra-parliamentary commissions of depopulation problems being established by the French Republican government in the beginning of the twentieth century, what kinds of argument developed there over these problems, and whether or not any important results had been obtained from there. It tries furthermore to elucidate the emergence of Catholic movements since the opening of the first extra-parliamentary commission, which aimed to re-Christianize France, the characteristics of various active large family movements and their impacts, and lastly investigates the three laws passed in 1913, pressed by the imminent danger of war, and their relation to later French family policy.

Keywords : extra-parliamentary commissions, re-Christianization of France, family movement, maternity leave, maternity allowance, assistance law of prolific families, family dependents allowance, demogrant

i Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University